

■一定の所得金額以下の世帯に対する軽減基準所得早見表(令和7年度版)

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した旧国保加入者)の前年の所得合計額が基準以下の場合、[均等割・平等割額](#)が軽減されます。

被保険者数	給与・年金所得者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	0~1人	43.0万円	73.5万円	99.0万円
	2人	53.0万円	83.5万円	109.0万円
2人	0~1人	43.0万円	104.0万円	155.0万円
	2人	53.0万円	114.0万円	165.0万円
	3人	63.0万円	124.0万円	175.0万円
3人	0~1人	43.0万円	134.5万円	211.0万円
	2人	53.0万円	144.5万円	221.0万円
	3人	63.0万円	154.5万円	231.0万円
	4人	73.0万円	164.5万円	241.0万円
4人	0~1人	43.0万円	165.0万円	267.0万円
	2人	53.0万円	175.0万円	277.0万円
	3人	63.0万円	185.0万円	287.0万円
	4人	73.0万円	195.0万円	297.0万円
	5人	83.0万円	205.0万円	307.0万円
5人	0~1人	43.0万円	195.5万円	323.0万円
	2人	53.0万円	205.5万円	333.0万円
	3人	63.0万円	215.5万円	343.0万円
	4人	73.0万円	225.5万円	353.0万円
	5人	83.0万円	235.5万円	363.0万円
	6人	93.0万円	245.5万円	373.0万円
6人	0~1人	43.0万円	226.0万円	379.0万円
	2人	53.0万円	236.0万円	389.0万円
	3人	63.0万円	246.0万円	399.0万円
	4人	73.0万円	256.0万円	409.0万円
	5人	83.0万円	266.0万円	419.0万円
	6人	93.0万円	276.0万円	429.0万円
	7人	103.0万円	286.0万円	439.0万円

◎一定の所得以下の世帯の軽減措置	
7割軽減	43万円+10万円×[給与所得者等の数(※1)-1]以下
5割軽減	43万円+30.5万円×[被保険者数+旧国保加入者数(※2)]+10万円×[給与所得者等の数(※1)-1]以下
2割軽減	43万円+56万円×[被保険者数+旧国保加入者数(※2)]+10万円×[給与所得者等の数(※1)-1]以下

※1:給与所得者等とは、次のいずれかに該当する世帯主、被保険者及び旧国保加入者(特定同一世帯所属者)です。

- ・給与収入が55万円以上の人
- ・公的年金等収入が125万円(110万円+15万円)以上の65歳以上の人
- ・公的年金等収入が60万円以上の64歳以下の人

※2:旧国保加入者とは後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した人で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に属する人です。ただし、世帯主の異動があった場合は同一の世帯と見なされなくなります。



↓市ホームページ



◎その他の軽減(詳細は市HPをご覧ください)		
未就学児	均等割	1/2
旧国世帯の単身国保加入者	平等割(介護除く)	1/2(後期移行後5年間)、1/4(その後3年間)
65歳以上の旧被扶養者	所得割	課税なし
	均等割&平等割	低所得軽減非該当世帯:2年間半額 低所得軽減2割の世帯:2年間所得軽減前の3割減額
非自発的	所得割	前年給与所得を30%減額して算定